令和３年度 宝くじ桜寄贈事業　要項

【事業目的】さくらは、わが国を象徴する樹木として古来より親しまれ、潤いと安らぎを与えてくれています。本財団は、宝くじの社会貢献広報事業による助成を受けて、さくらの植栽、育成、保存を図り、豊かな自然環境、生活環境を保全するためにこの事業を実施します。

【申請要件】申請者は、宝くじ桜を植栽、育成、手入れ、保存し、自然環境、生活環境の保全という公益活動をする団体等であり、次の要件を承諾の上、所定の様式にて申請してください。

①さくらを植栽することにより自然景観をより向上させ将来さくらの名所になり得る箇所

②植栽計画、手入れ保全体制が整備されている箇所

③寄贈物権である「宝くじ桜若木」の植栽、「事業表示石碑」の設置、「品種表示板」の取付を必ず実行

④植栽完了後、「完了報告書」の提出

【寄贈内容】１．寄贈物件　桜若木 （樹高1.8m内外又は、2.5m内外）

事業表示石碑 （ミカケﾞ石、高さ150cm×巾18cm×厚さ15cm、1箇所につき1基）

品種表示板 （間伐材合板、さくら若木1品種5本につき1枚）

２．桜若木寄贈本数

原則として寄贈本数は1箇所あたり最低数量50本以上とする。

※50本以下は本事業の対象となりません。

３．寄贈品種

ヤマザクラ（山桜）、オオヤマザクラ（大山桜）、オオシマザクラ（大島桜）、

カンヒザクラ（寒緋桜）、染井吉野（ソメイヨシノ）、枝垂桜（シダレザクラ）、

その他、サトザクラ類（関山､普賢象､一葉､うこん､陽光）

※品種･数量については本会と申請者が協議して決定致します。

４．申請受付期間

令和３年５月６日 ～ 令和３年７月３１日（必着）

５．審査決定

令和３年10月中旬

都道府県担当課等、申請者へ採否をお知らせ致します。

６．寄贈時期

令和３年１２月～令和４年２月上旬

納品等に関する連絡は、植栽予定地調書（様式２）の納品担当者へ連絡を致します。

※寄贈時期につきましては事前協議にて決定しますが、出荷状況等により寄贈時期が前後する事があります。

７．申請書類および様式

（イ）宝くじ桜寄贈申請書　　（様式１）

（口）宝くじ桜植栽予定地調書（様式２）

（ハ）申請団体概要書　　　　（様式３）※地方自治体は不要

＊添付書類　①位置図（植栽場所が確認できる地図）

②植栽地の現況がわかる近景及び遠景の写真

③簡略な配置計画図

（二）植栽地が民有地の際は、土地所有者の承諾書

添付のお写真はA4サイズの用紙に、貼付けるか、プリントして下さい。

申請書一式はホチキス止めではなくクリップでとめて下さい。

８．ご不明な点がありましたら、（公財）日本さくらの会事務局までお問合せください。

|  |
| --- |
| 〒100-0014　東京都千代田区永田町2-17-5　ローレル永田町419公益財団法人　日本さくらの会　事務局長　浅田信行TEL03-3593-2222　　FAX03-6550-9819※申請書の電子データを必要とする方は、下記アドレスにてご連絡ください。E-mail : kurita@sakuranokai.or.jp（担当：栗田） |